

第八十四条 主務大臣は、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に農林中央金庫（農林中央金庫代理業者を含む。）の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に農林中央金庫の子法人等若しくは農林中央金庫から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、農林中央金庫に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 (略)

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による農林中央金庫の子法人等又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

第九章の二 農林中央金庫代理業

(許可)

第九十五条の二 農林中央金庫代理業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、営むことができない。

2 前項に規定する「農林中央金庫代理業」とは、農林中央金庫のために次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

第八十四条 主務大臣は、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に農林中央金庫の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に農林中央金庫の子会社の施設に立ち入らせ、農林中央金庫に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 (略)

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による農林中央金庫の子会社に対する質問及び検査について準用する。

(新設)

(新設)

一 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3 農林中央金庫代理業者（第一項の許可を受けて農林中央金庫代理業（前項に規定する農林中央金庫代理業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）は、農林中央金庫の委託を受け、又は農林中央金庫の委託を受けた農林中央金庫代理業者の再委託を受ける場合でなければ、農林中央金庫代理業を営んではない。

（適用除外）

第九十五条の三 前条第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。）は、農林中央金庫代理業を営むことができる。

2 銀行等が前項の規定により農林中央金庫代理業を営む場合においては、当該銀行等を農林中央金庫代理業者とみなして、第五十九条、第八十二条第一項、第八十三条第一項及び第二項、第八十四条第一項並びに前条第三項の規定、次条第一項において準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第五十二条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五まで、第五十二条の四十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第

（新設）

五十三條第四項及び第五十六條（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る第十一章の規定を適用する。この場合において、準用銀行法第五十二條の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二條の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは」とあるのは「期限を付して農林中央金庫代理業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 銀行等は、農林中央金庫代理業を営もうとするときは、準用銀行法第五十二條の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならぬ。

（農林中央金庫代理業に関する銀行法の準用）

第九十五條の四 銀行法第七章の三（第五十二條の三十六第一項及び第二項、第五十二條の四十六から第五十二條の四十八まで並びに第五十二條の六十一を除く。）、第五十三條第四項及び第五十六條（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定は、銀行代理業に係るものにあつては農林中央金庫代理業について、所屬銀行に係るものにあつては農林中央金庫について、銀行代理業に係るものにあつては農林中央金庫代理業について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第五十二條の三十六第一項」とあるのは「農林中央金庫法第九

（新設）

十五條の二第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「農林中央金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「農林中央金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「農林中央金庫代理業再受託者」と、銀行法第五十二條の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五條の二第一項」と、同法第五十二條の四十三及び第五十二條の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五條の二第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五條の二第二項第一号」と、同法第五十二條の五十一第一項中「第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二條の二十八及び第五十二條の二十九第一項」とあるのは「農林中央金庫法第八十一条第一項及び第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十一章 罰則

第九十八條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第七項の規定に違反して他人に農林中央金庫の業務を営ませた者

二 第九十五條の二第一項の規定に違反して許可を受けないで農林

第十一章 罰則

(新設)

中央金庫代理業を営んだ者

三 不正の手段により第九十五条の二第一項の許可を受けた者

四 準用銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して他人に農林中央金庫代理業を営ませた者

第九十八条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 準用銀行法第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

二 準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫若しくはその子法人等の役員若しくは職員又は農林中央金庫代理業者その他農林中央金庫から業務の委託を受けた者（その者が法人であるときは、その役員又は職員）は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第八十条第一項若しくは第二項又は準用銀行法第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をしたとき。

二 第八十一条第一項若しくは第二項又は準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を

（新設）

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫又はその子会社の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第八十条第一項若しくは第二項の規定による業務報告書の提出をせず、又は当該業務報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてその書類を提出したとき。

二 第八十一条第一項又は第二項の規定に違反して、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に

公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供したとき。

三 第八十三条第一項若しくは第二項若しくは準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四 第八十四条第一項若しくは第二項若しくは準用銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五 準用銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

六 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで農林中央金庫代理業及び農林中央金庫代理業に付随する業務以外の業務を営んだとき。

(削る)

第九十九条の二 第五十九条の二(第一号に係る部分に限る。)又は

記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供したとき。

三 第八十三条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四 第八十四条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(新設)

(新設)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して二億円以下の罰金刑(清算中の農林中央金庫にあつては、同項の罰金刑)を、その人に対して同項の罰金刑を科する。

(新設)

準用銀行法第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（農林中央金庫又は農林中央金庫代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 準用銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 準用銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者
- 三 準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第九十九条の四 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第九十八条の三 三億円以下の罰金刑
- 二 第九十九条第一号から第五号まで 二億円以下の罰金刑（清算中の農林中央金庫にあつては、三百万円以下の罰金刑）

（新設）

（新設）

三 第九十九条の二 二億円以下の罰金刑

四 第九十八条の二、第九十九条第六号又は前条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫の役員、支配人若しくは清算人、第三十三条第二項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員又は農林中央金庫代理業者（農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 三 （略）

四 この法律の規定（第八十一条第一項及び第二項並びに準用銀行法第五十二条の五十一第一項を除く。）又はこの法律に基づいて発する命令により事務所に備えて置くべきものとされた書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当の理由がないのにその閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

五 三十三 （略）

三十三の二 第九十五条の三第三項若しくは準用銀行法第五十二条

第百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫の役員、支配人若しくは清算人又は第三十三条第二項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 三 （略）

四 この法律の規定（第八十一条第一項及び第二項を除く。）又はこの法律に基づいて発する命令により事務所に備えて置くべきものとされた書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当の理由がないのにその閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

五 三十三 （略）

（新設）

の三十九第一項若しくは第五十三条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三十三の三 準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

三十三の四 準用銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

三十三の五 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

三十四 第九十六条第一項の規定により付した条件（第三条第四項若しくは第六項又は第七十二条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

2
(略)

(新設)

(新設)

(新設)

三十四 第九十六条第一項の規定により付した条件（第三条第四項又は第七十二条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

2
(略)

改 正 案	現 行
（業務の委託） 第三十五条 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行、金融機関又は金融機関代理業者（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者をいう。以下同じ。）に対し、その業務の一部を委託することができる。 2 日本銀行、金融機関及び金融機関代理業者は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。 3 第二十三条の規定は、第一項の規定による委託を受けた金融機関又は金融機関代理業者の役員又は職員で、当該業務に従事するものについて準用する。 （資料の提出の請求等） 第三十七条 機構は、その業務を行うため必要があるときは、金融機	（業務の委託） 第三十五条 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行又は金融機関に対し、その業務の一部を委託することができる。 2 日本銀行及び金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。 3 第二十三条の規定は、第一項の規定による委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該業務に従事するものについて準用する。 （資料の提出の請求等） 第三十七条 機構は、その業務を行うため必要があるときは、金融機

関（当該金融機関を所属金融機関（銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合及び労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫をいう。以下同じ。）とする金融機関代理業者を含む。次項において同じ。）又は銀行持株会社等（第三十四条第三号、第六号又は第七号に掲げる業務に係る銀行持株会社等に限る。）に対し、資料の提出を求めることができる。

2 (略)

3 機構は、破綻金融機関の取締役及び監査役（破綻金融機関が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）である場合にあっては取締役及び執行役、破綻金融機関が信用金庫若しくは信用金庫連合会、信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会（以下「信用金庫等」という。）である場合にあっては理事及び監事）並びに支配人（破綻金融機関が信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会である場合にあっては、参事）その他の使用人並びに破綻金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者（金融機関代理業者が法人である場合にあっては、役員及び使用人）並びにこれらの者であつた者に対し、破綻金融機関の業務及び財産の状

関又は銀行持株会社等（第三十四条第三号、第六号又は第七号に掲げる業務に係る銀行持株会社等に限る。）に対し、資料の提出を求めることができる。

2 (略)

3 機構は、破綻金融機関の取締役及び監査役（破綻金融機関が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）である場合にあっては取締役及び執行役、破綻金融機関が信用金庫若しくは信用金庫連合会、信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会（以下「信用金庫等」という。）である場合にあっては理事及び監事）並びに支配人（破綻金融機関が信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会である場合にあっては、参事）その他の使用人並びにこれらの者であつた者に対し、破綻金融機関の業務及び財産の状況（これらの者であつた者については、その者が当該金融機関の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るもの

況（これらの者であつた者については、その者が当該破綻金融機関の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。）につき報告を求め、又は破綻金融機関及び破綻金融機関を所屬金融機関とする金融機関代理業者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

4
(略)

(一般預金等に係る保険料の額)

第五十一条 預金等（決済用預金（次条第一項に規定する決済用預金をいう。次項において同じ。）以外の預金等に限るものとし、外貨預金その他政令で定める預金等を除く。以下「一般預金等」という。）に係る保険料の額は、各金融機関につき、当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の直前の営業年度の各日（銀行法第十五条第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する休日を除く。次条第一項において同じ。）における一般預金等の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の月数を乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て定める率（以下この条において「保険料率」という。）を乗じて計算した金額とする。

2
5
(略)

に限る。）につき報告を求め、又は破綻金融機関の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

4
(略)

(一般預金等に係る保険料の額)

第五十一条 預金等（決済用預金（次条第一項に規定する決済用預金をいう。次項において同じ。）以外の預金等に限るものとし、外貨預金その他政令で定める預金等を除く。以下「一般預金等」という。）に係る保険料の額は、各金融機関につき、当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の直前の営業年度の各日（銀行法第十五条第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する休日を除く。次条第一項において同じ。）における一般預金等の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の月数を乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て定める率（以下この条において「保険料率」という。）を乗じて計算した金額とする。

2
5
(略)

(金融整理管財人の調査等)

第八十一条 金融整理管財人は、被管理金融機関の取締役及び監査役(被管理金融機関が委員会等設置会社である場合にあっては取締役及び執行役、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあっては理事及び監事。第八十七条第五項において同じ。)並びに支配人(被管理金融機関が信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会である場合にあっては、参事)その他の使用人並びに被管理金融機関を所屬金融機関とする金融機関代理業者(金融機関代理業者が法人である場合にあっては、役員及び使用人)並びにこれらの者であつた者に対し、被管理金融機関の業務及び財産の状況(これらの者であつた者については、その者が当該被管理金融機関の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。)につき報告を求め、又は被管理金融機関及び被管理金融機関を所屬金融機関とする金融機関代理業者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 (略)

(報告又は資料の提出等)

第百十五条 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、特別危機管理銀行及び特別危機管理銀行を所屬金融機関とする金融機関代理業者に対し、その業務及び財産の状況等に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその経営に関する計画の作成及び提出その他必要

(金融整理管財人の調査等)

第八十一条 金融整理管財人は、被管理金融機関の取締役及び監査役(被管理金融機関が委員会等設置会社である場合にあっては取締役及び執行役、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあっては理事及び監事。第八十七条第五項において同じ。)並びに支配人(被管理金融機関が信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会である場合にあっては、参事)その他の使用人並びにこれらの者であつた者に対し、被管理金融機関の業務及び財産の状況(これらの者であつた者については、その者が当該被管理金融機関の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。)につき報告を求め、又は被管理金融機関の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 (略)

(報告又は資料の提出等)

第百十五条 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、特別危機管理銀行に対し、その業務及び財産の状況等に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその経営に関する計画の作成及び提出その他必要な措置を命ずることができる。

な措置を命ずることができる。

(報告又は資料の提出)

第百三十六条 内閣総理大臣(労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。次項及び次条において同じ。)
は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、金融機関(金融機関代理業者を含む。)
又は銀行持株会社等に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該金融機関又は銀行持株会社等(以下この条及び次条において「金融機関等」という。)
の子会社(当該金融機関等が銀行又は銀行持株会社(第二条第五項第一号に規定する銀行持株会社をいう。)
である場合には銀行法第二条第八項に、長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社(第二条第五項第三号に規定する長期信用銀行持株会社をいう。)
である場合には長期信用銀行法第十三条の二第二項に、信用金庫又は信用金庫連合会である場合には信用金庫法第三十二条第六項に、信用協同組合又は信用協同組合連合会である場合には協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項に、労働金庫又は労働金庫連合会である場合には労働金庫法第三十四条第五項にそれぞれ規定する子会社(子会社とみなされる会社を含む。)
をいう。次項及び次条において同じ。)
又は当該金融機関等から業務の委託を受けた者(

(報告又は資料の提出)

第百三十六条 内閣総理大臣(労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。次項及び次条において同じ。)
は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、金融機関(代理店を含む。)
又は銀行持株会社等に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該金融機関又は銀行持株会社等(以下この条及び次条において「金融機関等」という。)
の子会社(当該金融機関等が銀行又は銀行持株会社(第二条第五項第一号に規定する銀行持株会社をいう。)
である場合には銀行法第二条第八項に、長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社(第二条第五項第三号に規定する長期信用銀行持株会社をいう。)
である場合には長期信用銀行法第十三条の二第二項に、信用金庫又は信用金庫連合会である場合には信用金庫法第三十二条第六項に、信用協同組合又は信用協同組合連合会である場合には協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項に、労働金庫又は労働金庫連合会である場合には労働金庫法第三十四条第五項にそれぞれ規定する子会社(子会社とみなされる会社を含む。)
をいう。次項及び次条において同じ。)
又は当該金融機関等から業務の委託を受けた者に

金融機関代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に対し、当該金融機関等の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 (略)

(立入検査)

第三百三十七条 内閣総理大臣は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に金融機関等（金融機関代理業者を含む。）の営業所（信用金庫等にあつては、事務所）その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 57 (略)

第四百四十五条 破綻金融機関の取締役、執行役若しくは理事、監査役若しくは監事若しくは支配人若しくは参事その他の使用人若しくは当該破綻金融機関を所屬金融機関とする金融機関代理業者（金融機関代理業者が法人である場合に於ては、その役員及び使用人）又はこれらの者であつた者が第三十七条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 被管理金融機関の取締役、執行役若しくは理事、監査役若しくは監事若しくは支配人若しくは参事その他の使用人若しくは当該被管

対し、当該金融機関等の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 (略)

(立入検査)

第三百三十七条 内閣総理大臣は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に金融機関等（代理店を含む。）の営業所（信用金庫等にあつては、事務所）その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 57 (略)

第四百四十五条 破綻金融機関の取締役、執行役若しくは理事、監査役若しくは監事若しくは支配人若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第三十七条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 被管理金融機関の取締役、執行役若しくは理事、監査役若しくは監事若しくは支配人若しくは参事その他の使用人又はこれらの者で

理金融機関を所屬金融機関とする金融機関代理業者（金融機関代理業者が法人である場合に於ては、その役員及び使用人）又はこれらの者であつた者が第八十一条第一項（第七十七条第一項の規定により読み替へて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第八十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときも、前項と同様とする。

第四百四十九条 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第四百四十五条（法人である金融機関代理業者に係る部分に限る。）、第四百四十六条又は第四百四十八条 各本条の罰金刑

2 (略)

あつた者が第八十一条第一項（第七十七条第一項の規定により読み替へて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第八十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときも、前項と同様とする。

第四百四十九条 (同上)

一 (略)

二 第四百四十六条又は第四百四十八条 各本条の罰金刑

2 (略)

○ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章～第六章（略） 第七章 厚生労働省関係（<u>第三百六条―第三百四十五条の二</u>） 第八章～第十二章（略） 附則 （組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置） <u>第四百五条（略）</u> 2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第<u>号</u>）の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表第四号、第十号、第二十三号、第三十九号、第五十一号、第五十四号、第五十八号及び第六十五号の規定の適用については、同表第四号中「<u>商法第四百八十六条から第四百八十八条まで</u>」とあるのは「<u>会社法第九百六十条から第九百六十二条まで</u>」と、「第四百九十条（不実文書行使）、第四百九十四条第一項（会社荒らし等に関する収賄）又は第四百九十七条第二項」とあるのは「<u>第九百六十四条（虚偽文書行使等）、第九百六十八条（株主等の権利の行使に関する収賄）又は第九百七十条第二項</u>」と、同表第十号中「<u>有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第七十七条（特別背任）の罪</u>」とあるのは「<u>削除</u>」と、同表第二十三号	目次 第一章～第六章（略） 第七章 厚生労働省関係（<u>第三百六条―第三百四十五条</u>） 第八章～第十二章（略） 附則 （組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置） <u>第四百五条（略）</u> 2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第<u>号</u>）の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表第四号、第十号、第二十三号、第三十九号、第五十一号、第五十四号、第五十八号及び第六十五号の規定の適用については、同表第四号中「<u>商法第四百六十八条から第四百八十八条まで</u>」とあるのは「<u>会社法第九百六十条から第九百六十二条まで</u>」と、「第四百九十条（不実文書行使）、第四百九十四条第一項（会社荒らし等に関する収賄）又は第四百九十七条第二項」とあるのは「<u>第九百六十四条（虚偽文書行使等）、第九百六十八条（株主等の権利の行使に関する収賄）又は第九百七十条第二項</u>」と、同表第十号中「<u>有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第七十七条（特別背任）の罪</u>」とあるのは「<u>削除</u>」と、同表第二十三号

中「設立企画人、執行役員等」とあるのは「執行役員等」と、「投資法人債権者集会の代表者等」とあるのは「代表投資法人債権者等」と、「不実文書行使」とあるのは「虚偽文書行使等」と、「第二百三十五条第一項（投資法人荒らし等に関する収賄）」とあるのは「第二百三十四条第一項（投資主等の権利の行使に関する収賄）」と、同表第三十九号中「第三十二条（特別背任）」とあるのは「第七十一条（設立委員の特別背任）」と、同表第五十一号中「第四十九条（不実文書行使）」とあるのは「第五十七条（虚偽文書行使等）」と、同表第五十四号中「保険管理人等」とあるのは「取締役等」と、「社債権者集会の代表者等」とあるのは「代表社債権者等」と、「不実文書行使」とあるのは「虚偽文書行使等」と、同表第五十八号中「第二百四十条（発起人）」とあるのは「第三百二条」と、「第二百四十一条（特定社債権者集会の代表者等）」とあるのは「第三百三条（代表特定社債権者等）」と、「第二百四十三条（不実文書行使）」、第二百四十八条第一項（特定目的会社荒らし等に関する収賄）又は第二百五十一条第三項」とあるのは「第三百五条（虚偽文書行使等）」、第三百九条第一項（社員等の権利の行使に関する収賄）又は第三百十一条第三項」と、同表第六十五号中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十九条の二（執行役等の特別背任、未遂罪）」、第二十九条の四（虚偽文書行使）」、第二十九条の八第一項（会社荒らし等に関する収賄）又は第二十九条の十第二項（株主の権利の行使に関する利益の受供与）若しくは第四項（株主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪」とあるのは「削除」とする。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第百八十六条 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

（中略）

中「設立企画人、執行役員等」とあるのは「執行役員等」と、「投資法人債権者集会の代表者等」とあるのは「代表投資法人債権者等」と、「不実文書行使」とあるのは「虚偽文書行使等」と、「第二百三十五条第一項（投資法人荒らし等に関する収賄）」とあるのは「第二百三十四条第一項（投資主等の権利の行使に関する収賄）」と、同表第三十九号中「第三十二条（特別背任）」とあるのは「第七十一条（設立委員の特別背任）」と、同表第五十一号中「第四十九条（不実文書行使）」とあるのは「第五十七条（虚偽文書行使等）」と、同表第五十四号中「保険管理人等」とあるのは「取締役等」と、「社債権者集会の代表者等」とあるのは「代表社債権者等」と、「不実文書行使」とあるのは「虚偽文書行使等」と、同表第五十八号中「第二百四十条（発起人）」とあるのは「第三百二条」と、「第二百四十一条（特定社債権者集会の代表者等）」とあるのは「第三百三条（代表特定社債権者等）」と、「第二百四十三条（不実文書行使）」、第二百四十八条第一項（特定目的会社荒らし等に関する収賄）又は第二百五十一条第三項」とあるのは「第三百五条（虚偽文書行使等）」、第三百九条第一項（社員等の権利の行使に関する収賄）又は第三百十一条第三項」と、同表第六十五号中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十九条の二（執行役等の特別背任、未遂罪）」、第二十九条の四（虚偽文書行使）」、第二十九条の八第一項（会社荒らし等に関する収賄）又は第二十九条の十第二項（株主の権利の行使に関する利益の受供与）若しくは第四項（株主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪」とあるのは「削除」とする。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第百八十六条 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

（中略）

第六条の五第二項中「第五十七条の四第二項」を「第五十七条の七第二項」に改める。

第六条の七第二号中「第五十七条の三第三項又は第六十三条第三項」を「第五十七条の三第五項又は第六十六条第一項」に改める。

(中略)

(信用金庫法の一部改正)

第九十三條 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

(中略)

第三十五条の次に次の八条及び節名を加える。

(役員任期)

第三十五条の二 役員任期は、二年とする。ただし、定款で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

2 補欠役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 設立当初の役員任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

4 第一項及び前項の規定は、定款によつて、第一項及び前項の任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで延長することを妨げない。

(中略)

第五十二条を次のように改める。

第五十二条 (略)

2 前項の場合には、金庫は、総会において出資一口の金額の減少の決議があつた日から二週間以内に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、

第六条の六第二項中「第五十七条の四第二項」を「第五十七条の七第二項」に改める。

第六条の八第二号中「第五十七条の三第三項又は第六十三条第三項」を「第五十七条の三第五項又は第六十六条第一項」に改める。

(中略)

(信用金庫法の一部改正)

第九十三條 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

(中略)

第三十五条の次に次の八条及び節名を加える。

(役員任期)

第三十五条の二 役員任期は、二年とする。ただし、定款で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

2 補欠役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 設立当初の役員任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

(中略)

第五十二条を次のように改める。

第五十二条 (略)

2 前項の場合には、金庫は、総会において出資一口の金額の減少の決議があつた日から二週間以内に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下るこ

一 出資一口の金額を減少する旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3、5 (略)

(中略)

(銀行法の一部改正)

第二百四條 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

(中略)

第五十一條第四項中「商法第四百八十三条ノ三（外国会社の代表者の退任に関する債権者の異議）」を「会社法第八百二十条（日本に住所を有する日本における代表者の退任）」に改め、同条に次の一項を加える。

5 外国銀行支店に対する会社法第八百二十二条第一項（日本にある外国会社の財産についての清算）の規定の適用については、同項中「利害関係人」とあるのは、「利害関係人若しくは内閣総理大臣」とする。

第五十二條の二十八を次のように改める。

(銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告等)

第五十二條の二十八 1・2 (略)

3 銀行持株会社は、内閣府令で定めるところにより、その中間事業年度経過後三月以内に中間連結貸借対照表等を、その事業年度経過後三月以内に連結貸借対照表等を公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

4 (略)

一 出資一口の金額を減少する旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3、5 (略)

(中略)

(銀行法の一部改正)

第二百四條 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

(中略)

第五十一條第四項中「商法第四百八十三条ノ三（外国会社の代表者の退任に関する債権者の異議）」を「会社法第八百二十条（日本に住所を有する日本における代表者の退任）」に改める。

第五十二條の二十八を次のように改める。

(銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告等)

第五十二條の二十八 1・2 (略)

3 銀行持株会社は、内閣府令で定めるところにより、その中間事業年度経過後三月以内に中間貸借対照表等及び中間連結貸借対照表等を、その事業年度経過後三月以内に連結貸借対照表等を公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

4 (略)